

契 約 書 (案)

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間において、下記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

1 業務名

愛知県母子父子寡婦福祉資金貸付金、愛知県高齢者住宅整備資金貸付金、愛知県障害者住宅整備資金貸付金、愛知県介護福祉士等修学資金貸付金及び愛知県看護職員修学資金貸付金（以下「愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金」という。）未収金回収業務委託

2 業務内容

別紙「愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金未収金回収業務委託仕様書」のとおり

3 契約期間

令和8年10月1日から令和11年11月30日まで

なお、令和8年10月1日から令和11年9月30日までを未収金を回収する期間（以下「収納期間」という。）とし、令和11年10月1日から令和11年11月30日までを残務処理期間とする。

4 契約保証金

〇〇〇

5 その他特約事項

別添「情報セキュリティに関する特約条項」を守らなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年〇月〇日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

乙

(委託業務)

第1条 甲は、甲が保有する愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金の未収金のうち、甲が委託することが適当と認めるものの回収等に係る別紙「愛知県母子父子寡婦福祉資金等貸付金未収金回収業務委託仕様書」に定める業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、その実施の手法については、令和8年〇月〇日付けの企画提案書により実施することとして、これを受託するものとする。

(委託に係る手続)

第2条 甲は、この契約に基づき業務を委託する債権（以下「委託債権」という。）を確定し、乙に対して原則、書面により告知するものとする。

2 甲は、前項の告知に当たり、乙に対して業務の遂行に必要な情報を提供するものとする。

3 甲は、業務を乙に委託した旨を委託債権に係る債務者又は債務者の連帯保証人等（以下「債務者等」という。）に知らせる書面を作成して乙に交付するものとし、乙は、業務の遂行に当たって、この書面を債務者等に送付するものとする。

(乙による入金方法の案内等及び収納口座)

第3条 乙が業務を受託している間に、委託債権に係る債務者等から委託債権に係る支払いの申出があった場合は、乙は債務者等に対し乙の指定する金融機関口座（以下「収納口座」という。）の案内等を行い、債務者等による速やかな入金となされるよう努めるものとする。

2 乙が業務を受託している間に、債務者等から乙に対し、現金書留郵便等による送金又は現金の持参があった場合は、乙は速やかに収納口座に入金するものとする。この場合において、当該振込みに係る手数料が発生する場合は、乙の負担とする。

3 収納口座は、乙が金融機関において開設した口座（決済用預金とする。）とし、債務者等からの収納金は他の資金と区別するものとする。この場合において、開設する口座は、1口座限りとする。

(現金等の保管)

第4条 乙は、債務者からの収納金である現金等について、堅ろうな金庫に収めたうえで、施錠して保管するものとする。

(収納金の受渡し等)

第5条 乙は、債務者等から委託債権に係る支払いがあったときは、当該債務者等に対し速やかに別に定める受取証書を交付しなければならない。ただし、受取証書の交付は、収納口座に対する振込みの場合にあっては、債務者等から請求があった場合に限り、適用することとする。

2 乙は、毎月末までに入金があった収納口座への入金情報を、別に定める収納内訳等報告書によりとりまとめ、翌月の概ね10日までに甲に報告するものとする。

3 乙は、収納した現金を、前項の報告を受けて10日以内に甲が作成、送付する領収済通知書及び別に定める現金払込書兼領収書により、当月の末日（金融機関の休業日に当たる場合は、その前営業日）までに甲に払い込むものとする。なお、払込みは甲の指定する三菱UFJ銀行〇〇支店からとする。この場合において、当該

払い込みに係る手数料が発生する場合は、乙の負担とする。

4 乙は、前項の金額を払い込んだときは、払込金に係る情報を現金払込書兼領収書の写しを添付した別に定める払込内訳報告書により翌月の概ね 10 日までに甲へ報告するものとする。

5 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかにこれを検査するものとする。

(盗難等における損害賠償責任)

第6条 乙は、甲へ収納金を払い込むまでに、収納金の盗難等の事故が発生した場合、損害賠償責任を負うものとする。

(委託料及び支払方法)

第7条 この契約に係る委託料の額は、本契約の収納期間（各月）において、債務者等から委託債権に係る支払いがあった金額として払込内訳報告書により報告のあった金額に、本契約の収納期間内に第10条第1項に定める債務者等から甲への支払額を加えた金額の入金1件あたりに成功報酬率〇〇%（税抜き）を乗じ、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた上、消費税及び地方消費税を加えた月額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の委託料を、乙から適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて年 3.0 パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(委託処理費用の徴収禁止)

第8条 乙は、理由の如何を問わず、業務の処理に関して、その費用を債務者等から徴収してはならない。

(業務遂行記録の整備)

第9条 乙は、委託債権ごとに業務の遂行の経緯を明らかにした別に定める交渉記録を備え、常に整備しておかななければならない。

2 甲は、いつでも前項の交渉記録の提示を求めることができる。

(委託債権に係る変更通知)

第10条 委託債権について、甲が直接債務者等から支払いの申出を受け了解した場合又は直接債務者等から甲に支払いがあった場合は、甲は乙に対し速やかにその内容を通知するものとする。

2 乙は、委託債権に係る情報について、債務者等から甲が乙に提供した情報と異なる事実関係に関する申出等、支払いの申出以外の申出を受けた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(業務の終了)

第11条 乙が第2条の規定に基づき受託した委託債権のうち特定のものについて、債務の完済、請求権の消滅等、業務の遂行の必要がなくなった場合は、甲乙確認のうえ、当該特定の委託債権に係る乙の受託は終了するものとする。

2 乙は、特定の委託債権について、収納不能であることが判明したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合においては、甲乙確認のうえ、当該委託債権に係る乙の受託は終了するものとする。

3 乙は、甲から特定の委託債権について、委託の解約の申出があった場合は、速やかにこれに応じるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第13条 乙は、この契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(監督)

第16条 甲は、必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第17条 甲は、必要と認めるときは、地方自治法施行令第243条の2第8項の規定に基づき、この契約に係る乙の収納の事務について検査することができる。

2 前項に定めるもののほか、甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(履行遅延の場合における違約金)

第18条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年3.0パーセントの割合で算出した額とする。

- 3 前項の違約金に 100 円未満の端数があるとき、又は違約金が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
 - (2) 契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
 - (3) 甲の行う検査等の際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 契約解除の申立てをしたとき。
 - (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は企画提案書に記載した収納目標額に第 7 条第 1 項に定める成功報酬率を乗じた額（以下「契約予定金額」という。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (2) 乙がその契約の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の契約について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された管財人又は再生債務者
- 4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、乙が収納した委託債権があるときは、甲においてこれを調査し、相当対価を乙に支払うものとする。
- 5 令和 9 年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 20 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の 9 第 1 項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第 8 条の 4 第 1 項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
 - (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
 - 3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合に、これを準用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

- 第 2 1 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約予定金額の 10 分の 2 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約予定金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。
 - (1) 前条第 1 項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第23条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若し

くは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。) (以下「妨害等」という。) を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第24条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによるものとする。

(紛争の処理)

第25条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第26条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。